

昨年度協議会の経過報告

1. 本協議会の設立趣旨および目的

1.1 本協議会について

「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」は、大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市を対象として、専門的な学識経験等に基づく助言をいただきながら、琵琶湖沿岸及び野洲川の洪水被害の回避・軽減を目指し、流域の住民自らが被害を回避・軽減できるような各種の流域対策について、直轄河川の管理者であり瀬田川洗堰の操作により琵琶湖の水位管理を行っている琵琶湖河川事務所と、琵琶湖を管理する滋賀県が共同で協議会を設立した。(平成16年8月3日)

1.2 設立趣旨

琵琶湖の治水に関する歴史は古く、最古のものは奈良時代までさかのぼることができ、現在に至るまで多くの改修工事が展開され、瀬田川の疎通能力は向上した。昭和47年からは、これまでの治水・利水の上下流対立を解消すべく、琵琶湖総合開発事業が実施され、効果を発揮している。

その課程において、瀬田川に洗堰が設置され、琵琶湖の水位は人為的に管理されることとなったものの、依然として大きな雨が降ると琵琶湖の水位は必然的に上昇してしまう。洪水被害、特に琵琶湖沿岸の浸水被害については、今後たとえ既定計画に基づき瀬田川改修や天ヶ瀬ダム再開発などのハード対策を行っても解消することは出来ず、浸水が想定される区域における新たな土地利用も見受けられ、今後も進むことが予想される。

さらに、新潟・福島豪雨や福井豪雨においては、自治体の情報の伝達や、高齢者の避難における課題が浮き彫りになった。

また、「淀川水系河川整備計画基礎案」では、浸水被害の回避・軽減を目標として、「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置することとしている。この協議会においては、流域の住民自らが洪水被害を回避できるようなシステムづくり(自分で守る)や、水防活動や避難行動を支援するための整備を検討する(みんなで守る)こととしているが、さらに、地域整備の視点から土地利用の規制・誘導等を含めた被害を軽減するための方策(地域で守る)を検討することとしている。

そこで、琵琶湖沿岸のうち、日野川左岸(中主町)～野洲川～草津川～大津市の琵琶湖沿岸および直轄河川沿川をモデル検討地区として、治水整備の状況等を踏まえ、各種の流域対策について、関係自治体と連携して検討するために、直轄河川の管理者であり瀬田川洗堰の操作により琵琶湖の水位管理を行っている琵琶湖河川事務所と、琵琶湖を管理する滋賀県が共同で協議会を設立するものである。

(以上、「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会 設立趣旨書」より抜粋)

2. 昨年度協議会の全般的な流れ

2.1 概要

平成16年8月3日に第1回協議会を開催し今後の進め方等について確認を行った。

具体的な進め方としては、事務局から提案し、それを協議・了承していただくという形式では、地域の実情を踏まえた十分な議論ができないことから、担当者会議を開催し、ボトムアップしていく形式をとり、防災・土木部局だけではなく、都市計画、農政、建築、住宅も含めた様々な部局を含めた実務担当者で（「自分で守る」と「地域で守る」）について、実現性のある取り組みについての議論を行った。

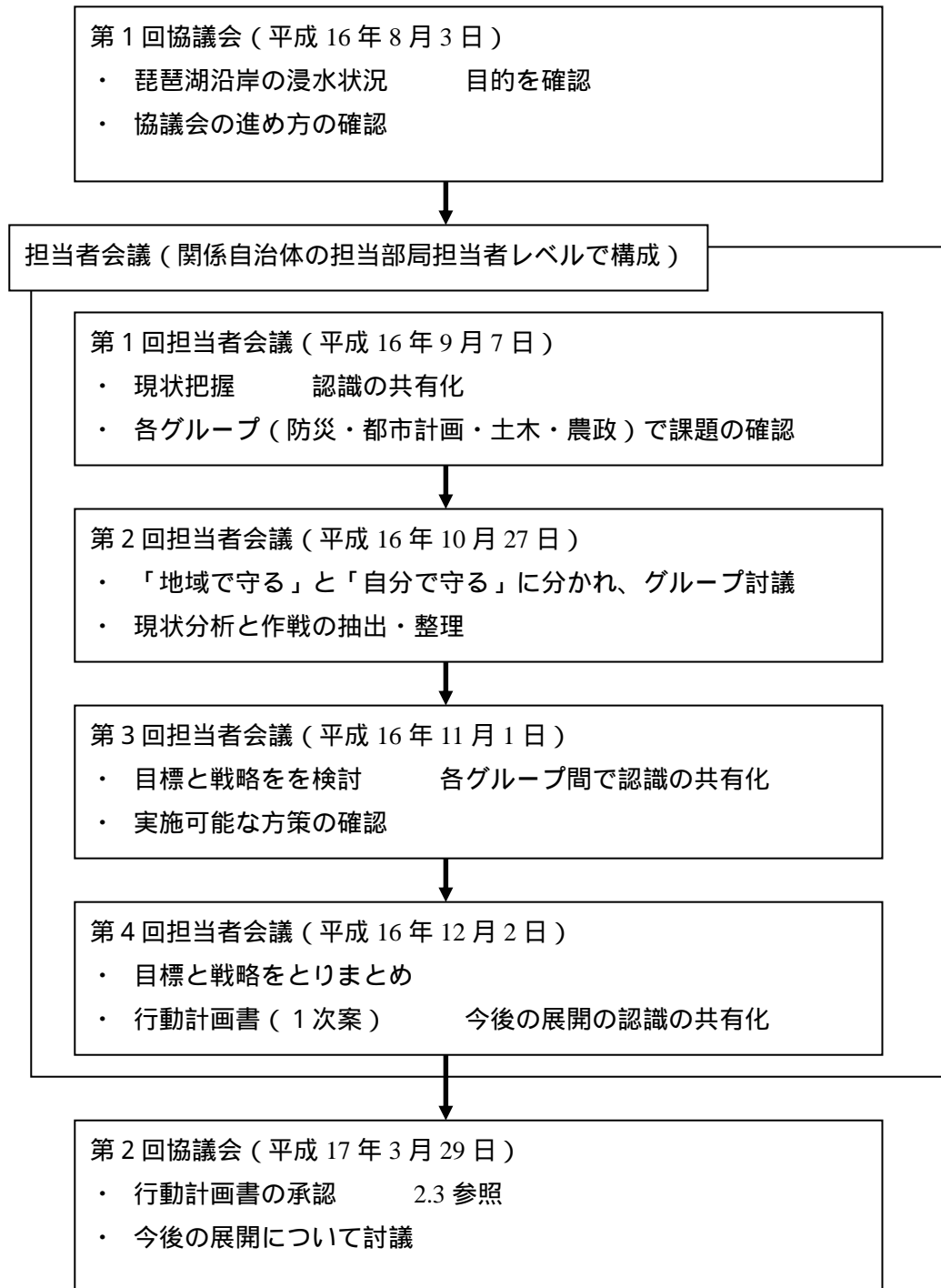
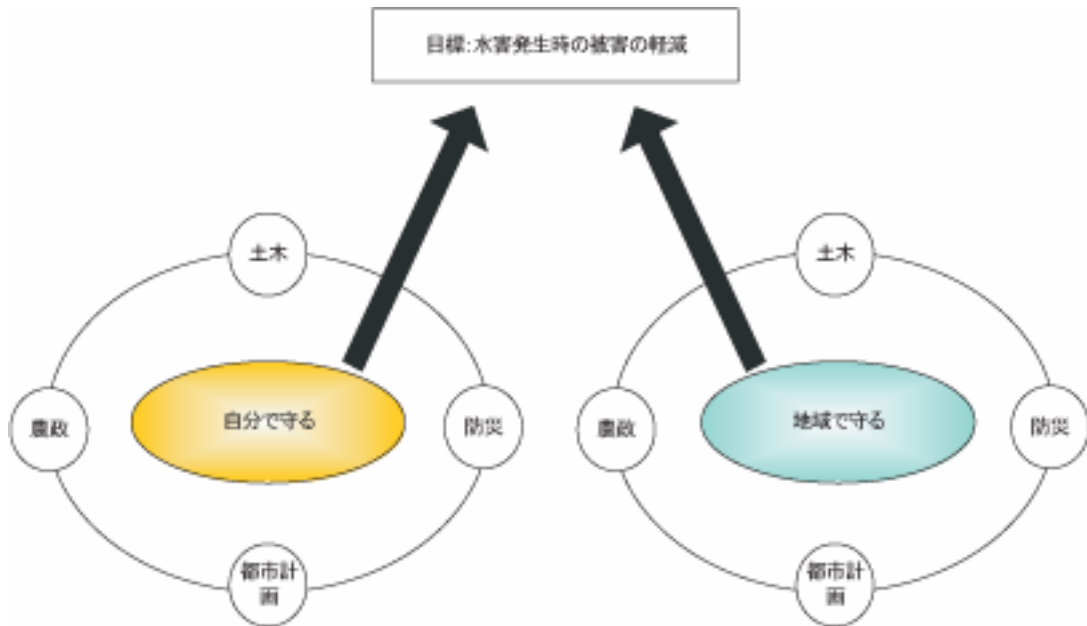


図 2.1 協議会の流れ

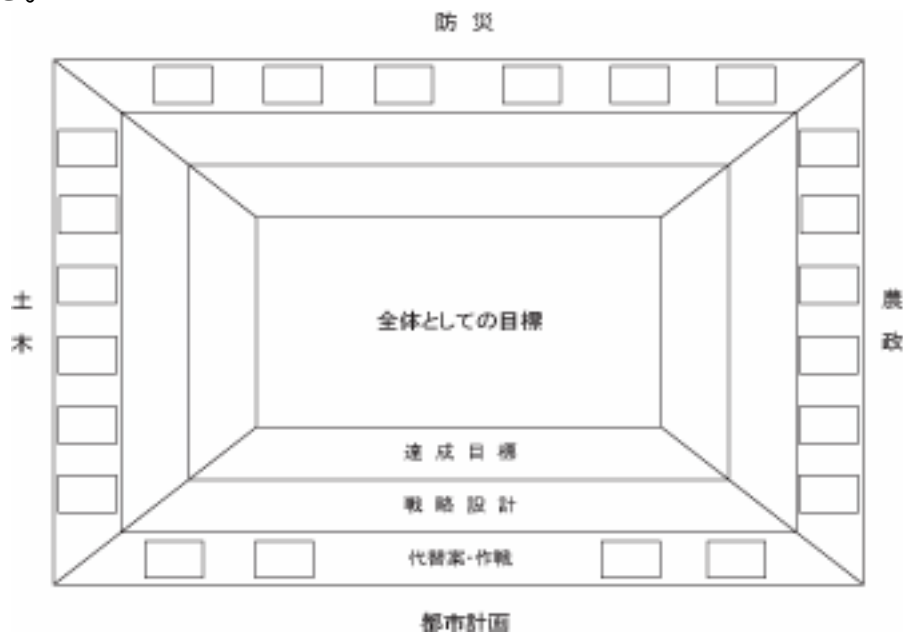
2.2 担当者会議の進め方

担当者会議を進めていくにあたっては、実務担当者で構成した2グループ(「自分で守る」と「地域で守る」)を作り、ボトムアップ形式で水害発生時の被害の軽減を目標に議論をした。

また、従来の進め方は、主に河川行政が中心となっていたが、ここでは、防災、都市計画、農政といった河川行政以外の部門との横の連携を重視し、各関係部局が同じ目標に向かって、対等な立場で意見を出し合えるように四面会議¹という手法で議論をした。



¹水害防災にかかわる行政部局(土木・防災・都市計画・農政)の担当者の知恵を出し合い、部局毎に出された目標、戦略をつきあわせ、段階的かつ実行力のある方策を検討しようとするものである。



2.3 行動計画の展開

以上の協議会で提示・承認された内容を行動計画書として展開すると以下ようになる。

